

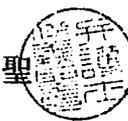
平成21年(行コ)第269号 ハッ場ダム費用支出差止等請求控訴事件
 控訴人 柏村忠志 外19名
 被控訴人 茨城県知事 外1名

準備書面 (3)

平成24年3月30日

東京高等裁判所第10民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖 

被控訴人茨城県知事指定代理人

小 又 眞 澄 

山 口 雅 樹 

玉 川 明 

朝 日 光 昭 

渡 辺 勝 彦 

水 野 正 浩 

岩 田 孝 夫 

金 井 政 喜 

志 田 健 文 

井 上 和 則 

今 井 和 敏 

被控訴人茨城県公営企業管理者指定代理人

大 信 保 典 

先 崎 浩 

岩 崎 英 雄 

神 谷 仁 

2012（平成24）年2月21日付け控訴人ら準備書面（7）に対し、必要と思われる範囲で反論する。

なお、略語は、従前の例による。

1 現状でも水は十分足りている旨の主張（控訴人ら準備書面（7）の1項）について

(1) 控訴人らは、茨城県保健福祉部発行の「茨城の水道」（「茨城県の水道」が正しい。）をもとに、平成21年度における市町村等（市町村及び一部事務組合）ごとの給水実績と既存の水利権（安定水利権）及び市町村等の水道事業において認可されている地下水等の水源の水量とを対比して、八ッ場ダム建設事業によって新たに水を供給することとされている県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の管内は水需要が十分充足している旨主張している。

原審における被控訴人ら準備書面（17）第4の2（2）イ（24頁）に述べたとおり、個々の水源開発は、水道事業者等が、それぞれの地域に対し給水の責任を負う立場を前提に、地域の特性、人口や経済動向、渇水時への対応、水質事故等非常時の対応のための水源分散化、取水・浄水・導水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って決定しているものである。すなわち、水源については、現時点の給水実績を賄うことができる水源を確保すればよいというものではなく、むしろ、将来の水需要や水質事故等非常時の対応のために必要な水源を確保することが重要なのであり、平成21年度における市町村等ごとの給水実績と既存の水利権（安定水利権）及び市町村等の水道事業において認可されている地下水等の水源の水量とを単純に対比することで水需要が充足しているとする控訴人らの主張は、無意味である。

また、県南地域及び県西地域の水需要の見通しについては、被控訴人ら準備書面（1）第1の4（3）イ（17・18頁）及び（5）（22・23頁）並びに同書面第1の8（35・36頁）に述べたとおり、つくばエクスプレス沿線開発や圏央道の開通に伴う人口の増加、工場・企業立地等の増加、水道普及率の上

昇、地下水から表流水への転換、水道事業者の地下水から水道用水受水への転換等により増加することが見込まれていること、同書面第1の4(4)(21・22頁)に述べたとおり、近年の少雨化傾向を考慮すると安定供給可能量の低下が予想されること、同書面第2の4(3)(49・50頁)に述べたとおり、渇水や震災等の不測の事態における給水の安定性の観点から水源の分散化が必要であることなどから、十分充足しているなどといえるものではない。

したがって、控訴人らの主張は失当である。

なお、控訴人らは、県南広域水道用水供給事業の給水実績は、平成20年度24万9091 m^3 /日、平成21年度25万2733 m^3 /日、県西広域水道用水供給事業の給水実績は、平成20年度20万7407 m^3 /日、平成21年度20万6087 m^3 /日と述べている。しかし、これらの数値は、控訴人らにおいて、単純に市町村等ごとの1日最大給水量の実績を合算して算出したものであり、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業からの水道用水受水のほか、地下水等の他の水源からの取水を含めた給水実績であるから、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の給水実績とは異なるものである。ちなみに、県南広域水道用水供給事業の給水実績は、平成20年度23万6180 m^3 /日、平成21年度24万1663 m^3 /日であり、県西広域水道用水供給事業の給水実績は、平成20年度6万6022 m^3 /日、平成21年度7万391 m^3 /日である。

- (2) 控訴人らは、市町村等においては主に地下水等の独自水源が豊富に存在し、水需要が十分充足しているのであるから、新たな水源開発は不要である旨主張している。

まず、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業管内の水需要が十分充足しているとはいえないことについては、上記(1)に述べたとおりである。

市町村等の独自水源である地下水については、被控訴人ら準備書面(1)第1の6(28・29頁)並びに同書面第2の2(2)(40・41頁)及び(4)

(42頁)に述べたとおり、地盤沈下を抑制するための地下水の採取規制に伴い代替水源を確保することが必要であること、地下水の水質悪化や井戸の老朽化等により、地下水から企業局の水道用水受水に転換すること(水源の転換)が見込まれること、県南地域及び県西地域において市町村等の独自水源として確保されている表流水は限られたものであることから、新たな水源開発である八ッ場ダム建設事業は必要なのである。

したがって、控訴人らの主張は失当である。

2 水道料金の過大な負担という被害を押しつける裁量はない旨の主張(控訴人準備書面(7)の2項)について

(1) 控訴人らは、市町村等が企業局との間で締結している契約水量は、実際に必要な水量よりもはるかに多く、それにより水道料金が値上がりし市民生活を圧迫しているので、原判決が容認したような広い行政裁量は認められるべきではない旨主張している。

上記控訴人らの主張は、控訴理由書(2)第6(13頁)と同旨であり、被控訴人ら準備書面(1)第2の7(54・55頁)に述べたとおり、市町村等が企業局との間で締結している需給契約に定める契約水量は、市町村等からの要請を受けて策定された広域的水道整備計画及び茨城県と受水市町村等との間で締結した実施協定を踏まえた双方の合意によるものであり、企業局が一方的に契約水量を押しつけているものでもなければ、不当に過分の料金を徴収しているものでもない。

そもそも水道料金は、市町村等の各水道事業者が自らの財政収支計画に基づいて適正な原価を算出して設定するものであり、その原価には受水費だけではなく、人件費、薬品費、減価償却費、資産維持費など様々な費用が含まれ、また、水道施設整備の時期、地形等の地理的要因、人口密度等の社会的要因等にも影響されるものである。同じ水道用水供給事業から受水していても、市町村等ごとの水道料金は異なるのである。

また、原審における被控訴人ら準備書面（20）第2の2（5頁）に述べたとおり、仮に、茨城県が八ッ場ダム建設事業から撤退したとしても、同事業の縮小の有無や縮小の程度によって多少の違いはあるが、茨城県が負担するとしていた利水に係る特定多目的ダム建設費負担金のうち他の利水者が肩代わりできない部分については、撤退後も茨城県が負担せざるを得ない（特定多目的ダム法7条1項、同法施行令1条の2第2項1号参照）。さらに、これまで茨城県が負担した利水に係る特定多目的ダム建設費負担金についても、撤退前の茨城県の利水参画量を他の利水者が引き受けられない（買取れない）場合には、還付されないと考えられる（特定多目的ダム法12条ただし書、同法施行令14条第2号参照）。そのため、八ッ場ダム建設事業からの撤退が各市町村等の水道料金の引下げに繋がるとはいえない。

したがって、控訴人らの主張は失当である。

(2) なお、控訴人らは、その準備書面（7）別表2で各都県が参画している水源施設の負担額を示した上で、これらの負担が結果的に高額な水道料金の負担という形で県民に跳ね返ってくる旨主張している。

しかし、同表中の数値は正確ではなく、その数値からみて水道料金に影響を与えない治水に係る受益者負担金も計上されていると思われ、また、茨城県が利水について参画していない思川開発事業まで計上されている。上記(1)に述べたとおり、各市町村等の水道料金の原価には受水費が含まれており、この受水費は、水源開発に係る建設費負担金等をも勘案して決められることになるが、利水のための水源開発として控訴人ら準備書面（7）別表2（14頁）に掲げられてる八ッ場ダム、湯西川ダム及び霞ヶ浦導水事業に係る茨城県の負担金は、それぞれ八ッ場ダム建設事業で約129億円、湯西川ダム建設事業で約148億円、霞ヶ浦導水事業で約247億円の予定となっており、計約524億円が正確であって、同表の計1272億円は誤りである。なお、八ッ場ダム建設事業及び湯西川ダム建設事業にあっては、国庫補助金を除いた水道事業分の特定多目的ダム法7条1項に基づく特定多目的ダム建設費負担金、水源地域対策特

別措置法12条1項に基づく負担金（水特法負担金）及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が実施する事業に対する負担金（基金負担金）の3つの負担金の合計であり，霞ヶ浦導水事業にあっては，国庫補助金を除いた水道事業分の河川法70条の2第1項に基づく特別水利使用者負担金である。

したがって，控訴人らの主張は失当である。

3 県南・県西の給水人口は現在がピークで今後減少する旨の主張（控訴人準備書面（7）の3項）について

控訴人らは，原審の口頭弁論終結の翌月に発表された（口頭弁論終結は平成21年1月であり，「日本の市区町村別将来推計人口」（乙305号証）が発表されたのは平成20年12月であるから，「翌月」は「前月」の誤りである。）国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）によれば，県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業管内の人口は，2010年（2005年の誤りと思われる。）がピークで，その後は減少傾向をたどるとされている旨主張している。

上記国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口は，平成17年までの実績値をもとに，人口動態率などの仮定値を当てはめて推計したものであるが，上記1(1)に述べたつくばエクスプレス沿線開発や圏央道の開通に伴う人口の増加，工場・企業立地等の増加などの政策的な人口増加要因は含まれていない（乙225号証20頁3行目，乙305号証1・2頁及び13頁，根本調書13頁4行目）。そのため，当該将来推計人口の数値をもって，県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業管内の給水人口は現在がピークで今後減少するとすることは妥当ではない。

なお，控訴人ら主張の県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業管内の2010（平成22）年の推計人口はそれぞれ89万2373人及び88万1163人であるが，平成22年国勢調査（確定値）による人口はそれぞれ91万2046人及び88万5880人となっている。

4 つくば市は人口が増えているが水需要は増えない旨の主張（控訴人準備書面（7）の4項）について

控訴人らは、つくば市においては一定の人口増が見込まれるとしても、トイレ、全自動洗濯機、食器洗い乾燥機などの機器の節水技術が進歩しているため、同市においても水需要の増加を見込めるわけではない旨主張している。

しかし、まず控訴人ら提出の「総合的水資源マネジメントの推進について」（甲68号証）によると、トイレの使用水量については、1994（平成6）年以降大きな減少がみられず、また、1999（平成11）年以降のデータも示されていない（甲68号証4頁）。トイレの節水機能向上は、技術的限界に近づいているのである（乙306号証）。全自動洗濯機の使用水量については、平成7年以降横ばいになっており、また、平成10年以降のデータも示されていない（甲68号証5頁）。食器洗い乾燥機の出荷状況については、平成17年以降横ばいになっている（甲68号証6頁）。

このように、節水機器が普及したとしても、その節水可能量には限界があると考えられることから、今後も引き続き使用水量が減少していくといえるものではない。

また、つくば市では、平成21年度末時点で99箇所の非公営の簡易水道（計画給水人口が101人以上5000人以下の水道）が存在しており、その水源は全て地下水となっているが、これら非公営の簡易水道は、つくば市から給水が開始された時には、全て廃止されることとなっている（乙307号証80～87頁）。これら非公営の簡易水道の計画1日最大給水量の合計は6173 m^3 （乙307号証86頁）であり、将来、この水量に相当する水量がつくば市から給水される予定である。さらに、つくば市の平成21年度末の水道普及率は88.0%であるが、同市と同様、つくばエクスプレス沿線に位置する守谷市（98.7%）及びつくばみらい市（96.0%）と比較して水道普及率はかなり低い数値であることから、今後、つくば市の水道普及率が向上すると見込むことに不合理な点はない。

したがって、控訴人らの主張は失当である。

5 震災後の人口減少という新たな事情が生じている旨の主張（控訴人準備書面（7）の5項）について

控訴人らは、茨城県は東日本大震災による原発事故の影響により人口減少に見舞われており、水需要予測をさらに下方修正すべき情勢になっている旨主張している。

そもそも、震災後の人口流出が今後も継続するとか、それにより水道水の需要が減少するとか断言できるものではない。なお、茨城県においては、今般の人口減少は東日本大震災や東電福島原発事故の影響によるところが大きいと考え、震災からの復旧・復興と原発事故による風評被害の払拭のため、国の財政支援措置などを最大限に活用しながら、復興に向けた取組を積極的に展開することとしている（乙308号証）。例えば、茨城県では、早期復興と経済活動の回復を図るため、東日本大震災復興特別区域法4条1項の規定により「茨城産業再生特区申請」を行い、同条9項の規定により内閣総理大臣から平成24年3月9日付けで認定されている（乙309号証の1・2）。

また、水道普及率の上昇、地下水から表流水への転換、水道事業者の地下水から水道水受水への転換等が見込まれること、近年の少雨化傾向を考慮すると安定供給可能量の低下が予想されること、渇水や震災等の不測の事態における給水の安定性の観点から水源の分散化が必要であることなどは、上記1(1)に述べたとおりである。

したがって、控訴人らの主張は失当である。

6 自家用併用井戸から水道水への転換の現実的可能性はない旨の主張（控訴人準備書面（7）の6項）について

控訴人らは、原審が新プラン（平成19年3月の「いばらき水のマスタープラン（改定）」のこと。乙181号証）による推計が明らかに不合理であるとはいえない理由の1つとして、「自家用併用井戸の廃止については、県南西地域及び鹿行地域の水道普及

率がそれぞれ88.0%, 79.5%と相対的に低いことから今後併用井戸から水道用水への転換が進む一般的可能性が認められる」(原判決69頁5行目ないし8行目)と判示していることに対して、いくつかの主張をしている。

被控訴人ら準備書面(1)第1の7(29・30頁)及び同書面第2の1(37頁)に述べたとおり、知事部局である企画部水・土地計画課が作成した新プランにおける茨城県全体の水需給予測は、地方公営企業である企業局が水道用水供給事業者として八ッ場ダム建設事業に参画することとしたこととは関係がないため、控訴人らの主張は的外れの主張自体失当のものでしかないが、参考に供するため順次反論する。

- (1) 控訴人らは、県南地域及び県西地域の上水道加入率(水道普及率)の伸び率が最近は年0.3%にとどまっていることから、水道普及率が上昇し、水需要が増加するとは考え難く、また、県南地域及び県西地域の水道加入率は100%普及となるまで残り約12%であるから、仮に100%普及に向けて上昇していったとしても、水需要の増加に限りがある旨主張している。

しかし、県南西地域の平成19年度から平成21年度までの各年度の給水人口は、平成19年度128万1282人、平成20年度128万8727人、平成21年度129万4510人であり、当該各年度の給水人口の伸びをみると、平成19年度から平成20年度までが約7400人、平成20年度から平成21年度までが約5800人、2年間で1万3000人余り給水人口が増加している。

なお、新プランの水需要の予測に当たっては、水道普及率の上昇だけではなく、上記1(1)に述べたつくばエクスプレス沿線開発や圏央道の開通に伴う人口の増加、工場・企業立地等の増加、水道事業者の地下水から水道水受水への転換等をも見込んでいる。

- (2) 控訴人らは、自家用併用井戸の廃止といっても、井戸のほかに飲料水を得る手段(水道水)を有している家庭においては、井戸水の費用が少ないところにメリットを感じて井戸水を飲用以外の用途に用いていると考えられるから、井

戸を廃止する動機は想定できず、自家用併用井戸の廃止の一般的可能性を肯定することはできない旨主張している。

しかし、上記1(2)に述べたとおり、地下水の水質基準の適合率の低さにより自家用併用井戸から水道への転換が進むほか、井戸そのものの劣化などによる使用停止等により水道への転換が進むことなどを考慮すれば、自家用併用井戸の廃止が進むという一般的可能性を否定できるものではない。

(3) 控訴人らは、東日本大震災が発生したことにより、防災時（災害時の誤りと思われる。）の飲料水の方策が見直され、井戸水の需要は高まっており、自家用併用井戸の廃止の可能性は極めて乏しい情勢である旨主張している。

しかし、県南地域の井戸において地下水汚染が生じている事例があること（乙310号証）、東日本大震災で市内全域が断水したことを教訓として龍ヶ崎市が作成した同市の公共施設の井戸所在一覧をみると、公共施設に設置されている29井中「飲用可能」の井戸は9井（31%）にとどまり、20井（69%）は「飲用不可」となっていること（乙311号証）などから、上記(2)に述べたことと同様、水道への転換と自家用併用井戸の廃止が進む一般的可能性までが否定できるものではない。

また、地下水汚染事故や渇水、震災等の不測の事態における給水の安定性の観点からも、水源の分散化としての表流水への転換を進める必要があると考えられる。

以 上